

# 令和6年度 屋外広告物講習会の受講案内

神奈川県内で屋外広告業を営む方は、神奈川県知事へ登録（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市内においては、それぞれの市長へ登録または特例届出）をするとともに、営業所ごとに業務主任者として一定の資格のある方を置くことが義務付けられています。

また、神奈川県内（川崎市を除く。）で、一定の大きさを越える屋外広告物を設置する方は、当該屋外広告物の管理者として一定の資格のある方を置くことが義務付けられています。

これらの資格を得ることのできる講習会を開催いたしますので、必要な方はこの講習会を受講してください。なお、神奈川県以外で営業をしている方又は営業をしようとしている方でも受講できます。

## ■ 講習会の開催

### 1 開催日及び開催会場

開催日	開催会場	備考
令和6年（2024年） 11月15日（金）	ソレイユさがみ セミナールーム1 相模原市緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと内（イオン橋本店 6階）	公共交通機関を御利用ください。

### 2 講習の主な内容及び講習時間

講習事項	講義の内容	講習時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法及び相模原市屋外広告物条例を中心とした屋外広告物に関する法令	2時間
屋外広告物の表示の方法	人と環境に優しい未来の景観形成とそのデザインの考え方	2時間
屋外広告物の施工	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理	2時間30分

### 3 時間割

9:30	10:00	10:10	12:10	13:10	15:10	15:20	17:50	18:00
受付	開講式	講習： 屋外広告物に関する法令	昼 休 み	講習： 屋外広告物の表示の方法	休 憩	講習： 屋外広告物の施工	閉講及び 修了証の 交付	

（注）受付は9時30分から10時までです。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。講習事項によっては効果測定を実施するものもあります。

### 4 使用するテキスト

- （1）株式会社ぎょうせい刊「屋外広告の知識（第5次改訂版）法令編」「屋外広告の知識（第4次改訂版）設計・施工編」「屋外広告の知識（第4次改訂版）デザイン編」を持参してください。当日会場でも、(株)ぎょうせいが販売する予定です。（3巻セット定価7,300円（税込））  
※会場では3巻セットで販売します。単巻での販売は行いません。

(2) その他、講習で使用する資料は、当日会場で配布します。

## ■ 受講申込みの受付

受付期間	令和6年8月19日(月)～9月2日(月) 窓口持参又は郵送 ( <u>当日消印有効</u> )
申込み先	相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (相模原市役所 第一別館 4階) 電話 042-769-9252 (直通)
定員	90名 (定員に達した場合は、抽選で受講者を決定します。)

### 1 申込方法

受講申込書に必要事項を記入し、写真(※)を貼付の上、窓口持参か郵送でお申し込みください。  
(受講申込書は建築政策課に配架してあるほか、市ホームページからもダウンロード可能です。)

※写真は、申込み前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものを添付してください。

◇必要書類一覧

- ・受講申込書 (必要事項を記入し、写真を貼付)
- ・返信用封筒 (長形3号封筒に84円切手を貼付し、返信先の住所・氏名を記載)
- ・資格を証する書面の写し (受講の一部免除を受ける方のみ)

また、できるだけ多くの事業者の方に受講していただくため、1社で多人数のお申込みは御遠慮ください。

### 2 受講者の決定・受講票の送付

申込者が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定します。抽選結果(受講の可否)については、申込者全員に郵送でお知らせします。発送は9月下旬を予定しています。

受講が決定した方には受講票をお送りしますので、講習会当日必ず会場にお持ちください。

### 3 受講料 3,000円

受講が決定した方には納入通知書をお送りしますので、期日までにお近くの金融機関で納付してください。領収書は講習会当日に会場までお持ちください。

なお、納付された受講料は、講習会を受講されない場合や欠席された場合にもお返ししませんので、予め御了承ください。また、講習科目の一部を免除される場合でも受講料は変わりません。

## ■ 講習科目の一部免除

次の資格を有する方は、「屋外広告物の施工」に関する受講を免除されます。受講を申込み際、その資格を証する書面の写しを添付してください。

- (1) 建築士法の建築士の資格を有する方
- (2) 電気工事士法の電気工事士の資格を有する方
- (3) 電気事業法の電気主任技術者免状(第1種・第2種・第3種)の交付を受けた方

- (4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定に合格した方又は職業訓練の修了証書の交付を受けた方

## ■ 講習会修了証の交付

- (1) 講習科目をすべて受講した方には、講義終了後修了証を交付します。
- (2) 各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、すべて受講したことは認められませんので、御注意ください。
- (3) 講習科目の「屋外広告物の施工」を免除された方は、「屋外広告物の表示の方法」の講義終了後、修了証を交付します。

## ■ 受講する必要のない方

次の方は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、受講する必要はありません。

- (1) 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した方（屋外広告士）
- (2) 都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会を修了された方
- (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許（広告美術科）を受けた方、技能検定（広告美術仕上げ）に合格した方又は職業訓練（広告美術科）を修了した方



### ○JR 横浜線・JR 相模線・京王線「橋本」駅北口駅前 「シティ・プラザはしもと内(イオン橋本店6階)」

主	催	相模原市
共	催	神奈川県 横浜市 川崎市 横須賀市
問合せ先		相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (相模原市役所 第一別館 4階) 電話 042-769-9252 (直通)

第18号様式(第23条関係)

## 屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

相模原市長 あて

写真
----

申込者 住所

氏名

電話番号

相模原市屋外広告物条例第40条第1項に規定する屋外広告物講習会を受講したいので、申し込みます。

生年月日		年 月 日
勤務先	名称	
	所在地	
受講事項(広告物等の施工)の免除資格の有無		資格名 有・無
備考		

- (注) 1 写真は、申込み前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものを添付してください。
- 2 受講事項(広告物等の施工)の免除資格が有る場合は、資格を証する書面の写しを添付してください。